

【表紙】	
【提出書類】	訂正報告書
【根拠条文】	法第27条の25第4項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	税理士法人赤坂共同事務所 社員 吉村史明
【住所又は本店所在地】	東京都港区赤坂一丁目14番5号 アークヒルズエグゼクティブタワー 9階
【報告義務発生日】	該当ありません
【提出日】	平成22年1月7日
【提出者及び共同保有者の 総数(名)】	該当ありません
【提出形態】	該当ありません
【変更報告書提出事由】	該当ありません

## 第1【発行者に関する事項】

発行者の名称	明治機械株式会社
証券コード	6334
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所第二部

## 第2【提出者に関する事項】

個人・法人の別	法人(株式会社)
氏名又は名称	ブリランス キャピタル マネージメント プライベート リミテッド (BRILLANCE CAPITAL MANAGEMENT PTE. LTD.)
住所又は本店所在地	10 アンソン・ロード12-14、インターナショナル・プラザ、シンガポール079903 (10 ANSON ROAD, #12-14 INTERNATIONAL PLAZA, SINGAPORE 079903)
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

平成22年1月4日に提出した変更報告書 8について訂正がありましたので訂正報告を提出いたします。  
訂正報告事項義務の発生日 平成21年12月24日

## &lt;訂正事項&gt;

第2【提出者に関する事項】1【提出者(大量保有者)/1】

(4)【上記提出者の保有株券等の内訳】 【株券等保有割合】において

## [訂正前]

発行済株式等総数	<u>79,343,299</u>
上記提出者の株券等保有割合	<u>34.82</u>

## [訂正後]

発行済株式等総数	<u>81,923,939</u>
上記提出者の株券等保有割合	<u>34.08</u>